

令和6年度 乳幼児健診日程

受付時間 13:00～14:00 場 所 恩納村総合保健福祉センター

乳児健診	1歳半・3歳児健診	歯科検診
対象:3～5か月 9～11か月	対象:1歳6か月～2歳未満 3歳6か月～4歳未満	対象:1歳～1歳5か月 2歳2か月～2歳8か月
4月6日(土)	4月3日(水)	6月6日(木)
6月8日(土)	6月5日(水)	10月3日(木)
8月3日(土)	8月7日(水)	12月5日(木)
10月5日(土)	10月2日(水)	2月6日(木)
12月7日(土)	12月4日(水)	
2月8日(土)	2月5日(水)	

- 乳幼児健診では、発育だけでなく発達部分も見ることができます。健診会場では、育児相談や保健相談、栄養相談、歯科ブラッシング指導などその場で受けることができます。ぜひ、受けましょう。
- 都合により健診を受けられない方は、健康保険課までご連絡ください。

お問い合わせ:健康保険課 健康づくり係 ☎966-1217

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。

支給対象者	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所(通所を除く)している場合。 ②政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所(通所を除く)している場合。 ②病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 15,690円(令和6年4月 現在)
	特別障害者手当	月額 28,840円(令和6年4月 現在)
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、恩納村役場 福祉課の窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは役場 福祉課又は中部福祉事務所 地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点はお問い合わせください。	

お問い合わせ:恩納村役場 福祉課 地域福祉係 ☎966-1207
沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603